

## 第 177 回： 短期前払費用の特例の活用法

利益が多額に出てしまう見込みがある会社では、節税を検討することが多くなると思います。今回は、法人税基本通達に定められている「**短期前払費用の特例**」を利用し、一時的に税額を繰り延べる方法をご紹介します。

### 1. 短期前払費用の特例とは？

前払費用とは、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、その事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。原則として前払いした経費は支払った時点においては資産計上し、その後、役務の提供を受けるにしたがって費用化されます。

短期前払費用の特例とは一定要件を満たせば、1年以内にサービスを受ける費用は支払った事業年度に損金算入（費用計上）を認めるというものです。

### 2. 短期前払費用のメリット、デメリット

〈メリット〉

①翌期に支払う予定の経費の前払なので無駄な支出にならない。

〈デメリット〉

①節税効果は1年目のみ

上記2の具体例の通り節税効果があるのは初めて前払いをした事業年度のみになります。また、契約最終の事業年度には経費計上がされなくなるため、最終的には税金のトータルは変わらなくなり実質は税金を繰り延べているだけとなります。

②資金繰りに影響がある

1年分の経費を前払いするので十分な資金繰り計画が必要になります。

### 3. どのような要件が必要なの？

短期前払費用の特例が認められるには、下記の6要件すべてに該当する必要があります。

①支払日から「1年以内に役務の提供を受ける」ものであること

②契約に基づき、等質・等量のサービスを継続的に受けるもの(地代家賃、賃借料、保険料等)

※契約書上で年払い契約への変更が必要になります。

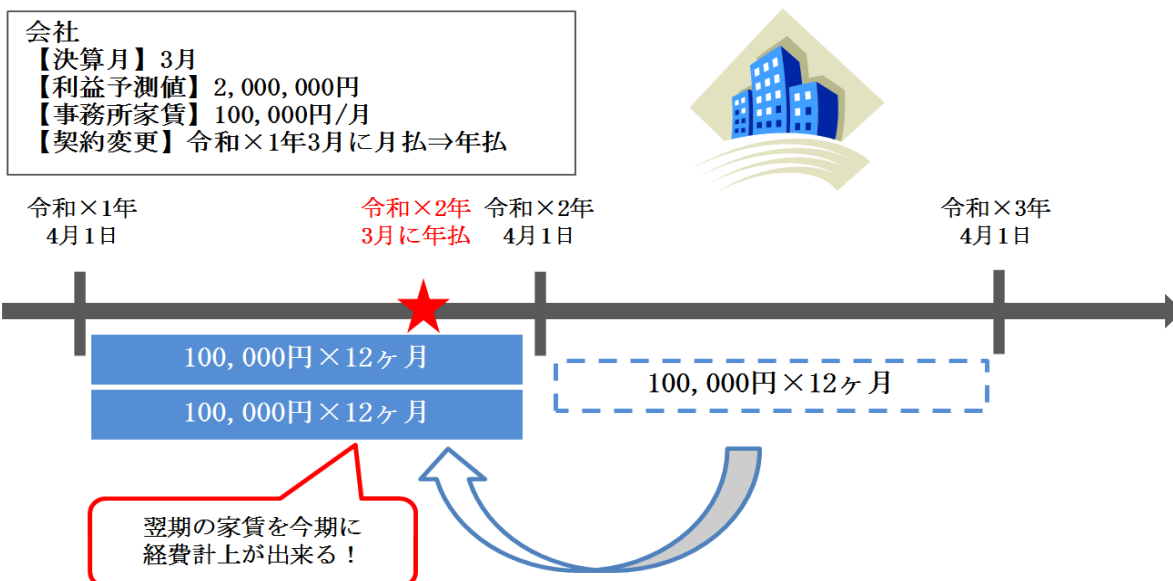
③継続的に支払時に費用処理していること

④収益計上と対応させる取引でないこと(又貸しにより賃料収入を得ている物件の家賃等)

⑤決算月までに支払うこと

⑥重要性が乏しい費用であること(重要性の原則)

#### 4. 短期前払費用の具体例



#### ◆法人税の比較

	1年目	2年目	3年目 (9月に解約)	合計
特例を利用しなかった場合	464,000円	464,000円	603,200円	1,531,200円
特例を利用した場合	185,600円	464,000円	881,600円	1,531,200円

※法人税実効率：23.2%

短期前払費用の特例を利用する事業年度については節税効果が大きいものになりますが、特例の要件もすべてに該当しなければならないため、契約を変更する前には十分に確認する必要があります。特例を利用できると思って翌期分の費用の前払いをしたら特例が利用できず、経費計上が出来ない様なケースも考えられるため、注意しておきましょう。

また、会社の財務状況や今後の経営方針によっては特例の有効性は異なるため、詳しく知りたい方はお気軽に当事務所までご相談ください！